

議案第74号

川崎市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市墓地条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年6月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市墓地条例の一部を改正する条例

川崎市墓地条例（昭和31年川崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「埋葬」を「埋葬場所」に、「形像類」を「形像等」に改める。

第1条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第1条の2 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に墓地の管理を行わせる。

- (1) 墓地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第1条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、墓地の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第1条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 墓地の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、墓地の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

第2条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に改め、同条ただし書中「形像類」を「形像等」に、「ともなう使用」を「伴う利用」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第4条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同項ただし書中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第5条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出しを「(設備制限等)」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用許可をした者(以下「使用者」という。)」を「第3条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)」に、「使用場所」を「規則で定める範囲内において、利用場所」に、「又は条件をつけ若しくは」を「若しくは条件を付し、又は」に改め、「設備」の次に「の設置」を加える。

第7条(見出しを含む。)中「使用場所」を「利用場所」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「使用場所」を「利用場所」に改める。

第9条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「利用許可」に改め、同項第1号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第2号中「使用者」を「利用者」に、「使用しない」を「利用しない」に改め、同項第3号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第4号中「使用者」を「利用者」に、「使用した」を「利用した」に改め、同項第5号中「使用者」を「利用者」に、「使用場所」を「利用場所」に改め、同条第2項中「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条第3項中「使用者」を「利用者」に、「行なわなかった」を「行わなかった」に改める。

「第2章 埋葬及び碑石、形像類の設置場所」を「第2章 埋葬場所及び碑石、形像等の設置場所」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「形像類」を「形像等」に改め、同条ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、同条第2号中「形像類」を「形像等」に改める。

第11条の見出し中「使用箇所」を「利用箇所」に改め、同条中「使用は」を「利用は」に、「使用者」を「利用者」に、「1箇所」を「1箇所」に改める。

第12条第1号の表中「1箇所」を「1箇所」に改め、同条第2号中「形像類」を「形像等」に改める。

第13条中「本市外に住居を有する者に使用」を「本市以外に住所を有する者に利用」に改める。

第15条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用許可証」を「利用許可証」に改め、同条第2項中「使用許可証」を「利用許可証」に改め、同条第3項中「埋葬場所の承継使用者」を「第5条の規定による承継をした利用者」に、「の許可証」を「の利用許可証」に、「使用者又は許可証」を「利用者又は利

用許可証」に、「使用許可証」を「利用許可証」に改め、同条第4項中「使用許可証」を「利用許可証」に改める。

第16条第1項中「使用者」を「利用者」に改め、同項の表中「1個所」を「1箇所」に改める。

第17条ただし書中「使用者」を「利用者」に、「使用許可」を「利用許可」に改める。

第18条の見出しを「(改葬等)」に改め、同条第1項中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第2項中「を従前使用者」を「の利用許可を受けていた者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第19条の見出し中「一時使用」を「一時利用」に改め、同条第1項中「使用者」を「利用者」に、「その使用」を「その利用」に、「一時使用しよう」を「一時利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「使用期間」を「一時利用の期間」に改め、同条第3項中「一時使用」を「一時利用」に改める。

第20条中「使用した」を「利用した」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に3条を加える改正規定(第1条の2(指定管理者に墓地の管理を行わせることに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った一時使用の許可その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第1条の2第1項に規定する指定管理者(以下「指定

管理者」という。)となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った一時利用の許可その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第3条の許可を受けている者に対し同条例第15条第1項の規定により交付された使用許可証は、その使用許可証に記載された有効期間が満了するまでの間、新条例第15条第1項の規定により交付された利用許可証とみなす。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

墓地の管理の一部を指定管理者に行わせることとするため、この条例を制定するものである。